

わたしたちの未来を託す人を選ぶ大切な選挙です。投票は忘れずに！

2月4日(日)は投票日です 山口県知事選挙

県選挙管理委員会事務局 (☎ 82-1183)

【投票時間】 7:00 ~ 20:00 (27投票所)

※松ヶ瀬、森広、湯の峠、福田の4投票所は18:00までです。

【開 票】 21:30 ~ 市民館体育ホール

■期日前投票

投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定があつて投票に行くことができない人は、下記のどの期日前投票所でも投票ができます。

ところ	期 間	
市役所 1階ロビー	1月19日(金) ~ 2月3日(土)	8:30 ~ 20:00
保健センター	1月28日(日) ~ 2月3日(土)	
埴生公民館	1月29日(月) ~ 2月2日(金)	8:30 ~ 17:00

■選挙公報

朝日、毎日、読売、日本経済の各紙の朝刊に折り込む予定です。なお、新聞未購読の世帯にも2月2日(金)までにお届けできるよう手配します。また、市役所、厚狭地区複合施設、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所、各公民館に備え付け、市ホームページにも掲載します。

投票所入場券は忘れずに！

入場券は投票する人の本人確認をスムーズに行うためのものです。入場券に記載されている投票所をご確認ください。入場券が手元に届いていない場合は、投票所の受付でその旨を申し出てください。



投票することができる人

次の要件をすべて満たしている人。ただし、投票当日に選挙権がない人は投票できません。

- ①平成30年1月17日(登録基準日)現在、山陽小野田市に住所を有する人
- ②平成12年2月5日以前に生まれた日本国籍を有する人
- ③平成30年1月17日現在、引き続き3か月以上山陽小野田市の住民基本台帳に記録されている人(他の市区町村から転入した人は、平成29年10月17日までに転入の届出を済ませている人)

代理投票・点字投票

けが等により字を書くことが困難な人は、投票所の係員が代わりに投票用紙に記入します。また、点字投票を希望される人は、投票所で係員まで申し出てください。

不在者投票

■指定病院等での不在者投票

不在者投票施設に指定された老人ホームや病院等の施設に入所、入院中であれば、前もって施設の管理者に依頼しておく、その施設で投票することができます。

■他の市区町村での不在者投票

出張等で投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、選挙管理委員会へ投票用紙を請求すると、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。

■郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票とは、身体に一定の重い障がいがある人が投票用紙を取り寄せ、郵便などで送り出す投票方法です。投票をするには、事前に郵便投票証明書が必要です。交付申請の手続きに時間を要しますので、できるだけ早く手続きを済ませてください。

※詳しくは、お問い合わせください。